

(特定増改築等の工事の費用に充てるために給付を受ける給付金)

問14 特定増改築等を含む住宅の増改築等に係る工事の費用に充てるために給付を受ける居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費とはどのようなものですか。

(答)

市町村は、居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修を行った場合には、当該被保険者の申請に基づき、市町村が必要と認める場合に限り、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費を支給するものとされています(介護保険法45、57)。

居宅介護住宅改修費の額及び介護予防住宅改修費の額は、原則として、それらの額を証明する書類により確認することとなりますが、増改築等工事証明書の「地方公共団体から給付される居宅介護住宅改修費の額又は介護予防住宅改修費の額」欄に当該額を記載することとされています(昭和63年建設省告示(最終改正平成19年国土交通省告示第408号))。

なお、地方公共団体から補助金等(特定増改築等に係る改修工事を含む住宅の増改築等に係る工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいいます。)の交付、介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費の給付又は介護予防住宅改修費の給付を受ける場合には、その改修工事に要した費用の額から補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を控除した金額が30万円を超えるかどうかにより、特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となるかどうかを判定することとなります(措法41の3の2②、措令26の3⑤)。